

平成27年度
第1回高松市農業委員会農政部会
議事録

平成27年7月14日開会

高松市農業委員会

平成27年度第1回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成27年7月14日（火）午前10時

開催場所 香川県農業協同組合中央地区営農センター 3階 役員会議室

出席委員 22人

- 1番 宮野 恵基（農政部会長）
- 2番 三好 義光（農政部会長職務代理者）
- 3番 竹内 俊彦
- 4番 佐竹 博巳
- 5番 河瀬 和一
- 6番 佃 俊子
- 7番 三笠 輝彦（会長）
- 11番 谷口 辰男
- 13番 川田 之治
- 14番 上原 勉
- 15番 岡野上盛雄
- 16番 赤松 貞廣
- 18番 矢島 國雄
- 19番 中名 良竹
- 20番 花澤 均
- 21番 兎子尾紀夫
- 22番 小早川數市
- 23番 山地 宏美
- 25番 廣瀬 吉俊
- 26番 羽田 剛
- 27番 宮武 正明
- 28番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 8番 十河 善則
- 9番 南原 勉
- 10番 平賀 文之
- 17番 橋本 修
- 24番 落合 隆夫

欠員 1人

農業委員会事務局等出席者

事務局長	三好 和則
農政課長	川西 好春
農政課長補佐 (農政管理係長事務取扱)	大井 昌和
主任主事	矢野 哲
農林水産課長	米山 昇
土地改良課長	河合 良治

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 平成28年度高松市農業施策及び県農業施策に関する建議に
向けた意見募集について
- 報告第1号 平成27年度高松市農業施策に関する建議について（回答）
- 報告第2号 農業相談会の開催について

宮野農政部会長 開会に先立ちまして、農政部会に所属しておりました植田治郎委員さんが去る6月10日にお亡くなりになりました。植田委員さんの御冥福をお祈り申しあげますとともに、謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。

恐れ入りますが、皆様、御起立をお願いします。

「黙祷」

ありがとうございました。

川西農政課長 事務局からお知らせします。

本日の出席委員は27名中22名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、欠席の御連絡を十河委員、南原委員、平賀委員、橋本委員、落合委員さんから頂いております。

それでは、ただ今から平成27年度第1回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申しあげます。

宮野農政部会長 おはようございます。日照不足が心配されておりましたが、昨日より厳しい暑さとなりまして稻のためには良いのですが、人間のためには非常に厳しい暑さがやつてまいりましたと言ってる先に台風が接近するという非常に不順な天候が続いております。

委員の皆様には、日ごろの農作業の上に日々農業委員会活動に御理解又は御協力頂いておりますこと厚く御礼を申しあげます。

本日は御案内のとおり、本年度の建議のために、昨年度の建議の回答を踏まえた上で議案として提出しております。

暑い最中でございますので、効率良く審議を進めてまいりたいと思います。

どうぞ御協力のほど、よろしくお願ひします。

川西農政課長 ありがとうございました。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

三笠会長 おはようございます。本日は平成27年度第1回農政部会を宮野部会長の下で開催させていただききますこと誠にありがとうございます。田植えシーズンも終わりまして一段落しているところですが、先ほど、宮野部会長も話されておりましたが天候不順でございます。今年はこれで天候も収まってくれいい流れになっていけばいいですが、何かありそうな感じもいたします。しかしながら、私どもは肅々と農政活動に励まなければなりませんので、皆様方は御健康に十分留意されて、御協力のほど、お願ひ申しあげます。

ところでアメリカの方では大統領権限の法案が可決されたようで、TPPが加速されつつあるように伺っています。しかし、国のそれに対応した制度が遅れ遅れになっているような感じがします。国の方が遅れておりますから、地方自治体の方も遅れるのは当然とはいえ、当然ではいけないわけでありますけども、何か対応策が目に見えてこないというの

が今までの現状だろうと思います。そういう点で先行きが心配されるわけでございます。我々もあちら、こちらへと行きますが、高松市内の農地で耕作放棄地が年々増えている感じがします。色々自治体で調査はしておりますが、何かついていけてないような感じもしますので非常に心配しています。常日ごろの皆様方の御協力に感謝をしなければなりませんし、また、引き続き活動に御尽力賜ればと思っております。

本日は昨年度の建議での要望等の検証及び来年度に向けての要望事項についての対応策を農政部会で審議いただきたいので、御協力のほど、お願ひいたします。ひとつよろしくお願い申しあげまして挨拶に代えさせていただきます。

川西農政課長 ありがとうございました。

次に、関係機関の職員の方に御出席いただいておりますので、御紹介いたします。

農林水産課の米山課長でございます。

土地改良課の河合課長でございます。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長にお願いいたしたいと思います。

部会長さん、よろしくお願ひいたします。

議長(宮野農政部会長) それでは、日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、部会会議規則により、議事録署名委員2名を定めなければなりません。お許しを頂ければ、慣例に従いまして、私において指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号11番 谷口辰男委員さん、議席番号22番 小早川數市委員さんの御両名にお願いいたします。

次に、日程第2に入ります。

議案第1号 平成28年度高松市農業施策及び県農業施策に関する建議に向けた意見募集についてと報告第1号 平成27年度高松市農業施策に関する建議について(回答)は関連していますので、一括して事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 はい、それでは、議案第1号 平成28年度高松市農業施策及び県農業施策に関する建議に向けた意見募集についてと報告第1号 平成27年度高松市農業施策に関する建議について(回答)でございますが、まず、報告第1号 平成27年度高松市農業施策に関する建議について(回答)から、御説明させていただきます。

それでは、縦開きの報告第1号の1ページを御覧ください。

まず、重点項目の1つであります1 「食料の地産地消及び食農教育の推進について」の(1) 地産地消促進のための、地元農畜産物の学校給食への更なる使用拡大や観光産業での活用と、地域の伝統料理の調理実習の推進、伝統的な食文化を家庭・学校・保育所などで伝えていく食農教育への支援強化。また、全ての小・中学校における農業体験学習の実

施や、その内容充実についてでございます。

まず、くらし安全安心課からは、消費者月間におきまして地域実践活動パネル展による香川県産食材の紹介コーナーを設け、地産地消の促進を図るとしています。

こども園運営課からは、保育所等で、出前食育事業として、保護者や子どもたちに講話やクッキングなどを実施するほか、菜園活動や給食に地場産物を利用した郷土料理等を取り入れ地産地消、食文化の継承等の啓発を行います。

2ページをお開きください。

農林水産課でございますが、「食育フェスタ」の実施や「親子農業体験教室」を開催するほか、各種料理教室への地元農産物の提供や「高松産ごじまん品」食農教育活動支援事業など様々な食農教育を推進するとしています。

次に、観光交流課ですが、「たかまつ食と文化のフェスタ」を行うほか、アートに興味のある観光客に対し、「食」と音楽を組み合わせたイベント「EARTBEAT!in高松」を実施するとしております。

次に、3ページの学校教育課ですが、生活科、技術・家庭、総合的な学習の時間において、米・野菜等の栽培、収穫やその野菜等を使った調理実習を実施するなどの体験活動の充実を図ることとしております。なお、全小学校48校において、小学2年生の生活科の学習で野菜づくりを学習しているほか、総合的な学習の時間において、小学校18校、中学校1校が米、野菜等の栽培や農業体験を実施しているとの報告がありました。

次に、4ページの保健体育課ですが、食育の推進を図るため、栄養教諭を中心に、学校給食の献立を研究するほか、朝日新町学校給食センターを拠点とした食育関連事業の開催や、栄養士の私立幼稚園への派遣による食育指導の充実を図ります。

ちなみに、学校給食における地場産物の食材数ベースでの使用割合は平成21年度の21パーセントから26年度は31.9パーセントへ拡大しております。

以上の回答が、各課からございました。

続きまして、5ページの（2）地産地消・食農教育の推進のため、農村女性グループなどが実施する「教え、伝える」活動への必要資料の提供や地元農畜産物の調達の支援。また、消費者と交流し農村文化の情報が発信できる拠点整備のため、香南アグリームなどを活用した、高松産ごじまん品で作った新メニューや郷土料理、保存食の講座を開設（食育の日）するなど、その拠点の利活用の促進についてでございますが、農林水産課から市や農協等で組織している高松市農産物ごじまん品推進協議会が香南アグリームで実施している農業体験教室において高松市生活研究グループ連絡協議会と連携し、郷土料理等の伝承に取り組むほか、引き続き、農村女性グループなどが実施する「教え、伝える」活動を支援し、食農教育を支援するとの回答でございました。

続きまして、6ページをお開きください。これも重点項目の一つであります2「農業所得向上対策及び経営安定対策の推進について」でございますが、（1）適地適作による産地形成の促進と、農産物の高付加価値化、生産者から消費者への販売促進につながる効

果的な販路開拓・販売宣伝などの拡充、新規就農者や女性農業者の参入しやすい環境づくり、補助制度の創設、支援体制の充実につきましては、高松市農産物ごじまん品推進協議会事業を中心に、地域に適した作物の検討、販売促進を図る。また、青年就農給付金制度や新規就農者の里親育成事業により新規就農者等への支援を行うこととしております。また、女性農業者の参入しやすい環境づくりとしましては、家族経営協定の締結を推進するとともに、農村女性グループ等への加入促進を図っていくこととしております。

次に、7ページ（2）6次産業化に取り組む農家が増えるための継続的な周知と意欲ある農家に対する支援体制の強化や制度の充実についてでございますが、6次産業化事業の相談窓口が、国と県で一元化されたことから、同窓口の活用を推進するとともに、高松市農産物ごじまん品推進協議会が中心となって国・県の事業を活用し、6次産業化を推進することとしております。

続きまして8ページ（3）為替の変動、消費税の増税及び異常気象の影響などによる燃料・肥料・飼料などの価格高騰で農業者の経営を圧迫しているため、高騰時における適切な助成策を講じ負担を軽減することについてでございますが、農業経営の安定を図るため、全国市長会等を通じて、農業資材等の高騰に対する施策を講じるよう国へ要望していくこととしております。

次に、（4）農業用施設用地の固定資産税評価額について平成27年度の評価替えに向けて、造成費の価額を引き下げ、適正な評価額に見直すことにつきましては、24年度の見直しにおいて、それまでの半額程度の額（1平方メートル当たり2,200円）に変更しており、27年度は見直していない。平成30年度に向けての見直しの要否については、検討予定との回答が資産税課からありました。

次に、9ページを御覧ください。

3「耕作放棄地の解消、優良農地の確保などについて」の（1）中山間地域など直接支払事業の制度の継続・拡充に加えて、隣接した山林（竹林を含む）に鳥獣被害防止対策の緩衝帯を設けるなど、里山環境の適正な管理・保全が図られる支援措置についてでございますが、引き続き、中山間地域等直接支払制度を活用し、荒廃農地の発生防止を図るとともに、周辺林地の草刈等と防護柵の設置により、農地の保全を図ることとしております。

次に、10ページ（2）荒廃農地発生の抑制と解消に向けて実施している遊休農地再生活動実践スタート事業について、その補助要件の緩和などに加えて、再生作業に要する機械（モア）などを購入するための新たな補助制度の創設でございますが、耕作放棄地の解消・再生利用に向けての支援は、国の耕作放棄地再生利用緊急対策及び県の耕作放棄地再生対策の活用を図る。また、再生作業に要する機械（モア）などの購入に対する新たな補助制度については、農協の意向を確認し、次年度に向けた対応を検討するとの回答がございました。

次に、11ページ重点項目の一つですが（3）コミュニティ協議会などが耕作放棄地再生作業を行い、再生農地での収穫の喜びを味わうなど、住民同士の交流が深められる事業が

実施できる環境整備の強化についてでございます。

まず、地域政策課において「ゆめづくり推進事業」を実施しておりますが、平成27年度は、男木地区コミュニティ協議会から、島の道路沿いにある耕作放棄地を開拓し、オリーブの木を植栽する事業提案があり、採択した旨の回答がございました。

また、農林水産課からは、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業は、非農家・法人格を有しない組織が事業の取組主体となれないため、コミュニティ協議会が主体なる事業には対応できないが、コミュニティ協議会から要望があれば、地域政策課と協力して助言するとの回答がございました。

次に、12ページをお開きください。

4 「農地利用集積等の経営効率化支援について」の（1）受け手対策である農地集積補助金交付事業と出し手対策である農地集積推進事業予算の十分な確保と高松市認定農業者農地集積助成金の、狭小な農地を集積した場合の補助率引上について及び、認定農業者や集落営農組織が農地を集積する場合の米の生産調整緩和と農業機械の更新時の経営規模拡大や機種大型化などの補助対象基準の緩和についてでございますが、機構集積協力金・農地集積補助金の交付対象となるよう、香川県農地機構と連携して制度の普及に努めるほか、米の生産調整については、引き続き水稻作付意向調査を実施し米の生産調整の円滑化を図る。

また、認定農業者や集落営農組織が農業機械を更新する際の規模拡大要件等の基準については、県の事業説明会等で要件緩和の要望を伝える。認定農業者が狭小な農地を集積した場合の助成率については、今後、検討することとしております。

次に、13ページ（2）食料自給率と耕地利用率向上の観点から、主食の計画的生産の継続と主食用以外の飼料用米などの生産拡大や畜産農家による耕畜連携の推進、不足している加工用米の生産拡大に向けた支援についてでございますが、引き続き高松市地域農業再生協議会等の関係団体と連携し主食用米の計画生産を推進する。

飼料用米等の新規需要米については、出荷団体である香川県団体と連携しオオセトの契約栽培の検討等、需要に応じた生産を推進するとともに、国の産地交付金を活用し県段階で交付金を加算し、円滑な生産調整を図ることとしております。

次に、14ページをお開きください。これも重点項目の一つとなります（3）集落営農組織の普及推進に当たり、中心となるリーダーの育成に努めること。また、県の「地域を支える集落営農推進強化事業」における農業機械導入支援事業について、集出荷機械など規模拡大にかかわらず整備する必要があるものの要件を緩和することについてでございます。

国の「担い手経営発展支援事業」や県の「地域を支える集落営農推進強化事業」により、集落営農組織の設立支援や農業用機械の購入、農地集積等に対し助成を行うとの回答でございます。なお、県の「地域を支える集落営農推進強化事業」の要件緩和について、27年度は、ございませんでしたが引き続き国や県の制度により助成を行うものでございます。

続いて、（4）農地中間管理事業について、耕作が可能な農地については、幅広く積極的に中間管理権の取得を行うなどの農地の貸付希望者の立場に配慮した運用についてでございますが、香川県農地機構との連携を強め、出し手助成の機構集積協力金を活用して利用集積を進める。また、出し手と受け手の間で問題が起きないよう、マッチングを行っていくとの回答がございました。

次に、15ページをお開きください。

5 「新規就農者・女性農業者・小規模農家への支援強化及び農業・農村の活性化について」の（1）本市の農業を支える人材の育成・確保に向けた新規就農者の育成とチャレンジする女性の支援、青年就農給付金（年間150万円）の十分な予算確保と青年就農者の「人・農地プラン」への円滑な位置付けの支援についてでございますが、26年度から引き続き、農業後継者組織として結成されている農業後継者クラブの育成や認定農業者の掘り起こし、高松ブランド農産物育成支援事業として野菜塾を開講し、農業外からの新規参入者や退職帰農者の就農促進を図るほか、農協及び県と連携し新規就農者の施設整備に対する支援を行うなど、農協や県等関係機関との連携及び各種事業を活用し、新規就農者等の育成確保及び人材育成を推進するとの回答でございました。

16ページをお開きください。

（2）小規模農家の農機具の更新負担を軽減するため、香川県農業協同組合の主要支店での農機具の貸出事業や個人・シルバー人材センターなどによるオペレータサービス・農作業受委託等に対し補助制度を創設することについては、農業機械の適正な導入利用による生産コストの低減を図るため、香川県農協の農業機械銀行活動、アグリサポーター制度の活用や集落営農を推進し、小規模農家の経営安定を図ることとしております。

次に、（3）「中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区」において、高松型農地再生事業や農業人材育成事業を活用し、農業・農村の更なる活性化を図ることについてでございますが、まず、農林水産課においては、関係課と連携し、高松コンパクト・エコシティ特区について、ワーキンググループに参加し意見交換や協議を行うこととしております。

17ページをお開きください。

都市計画課からは、平成27年度総合特区の一般事業として、経済産業省及び農水省の既存制度を活用し、農業者の販路拡大のため丸亀町商店街C街区の空き床に都市型生鮮市場を開設する「生鮮市場事業」、農業者が観光と連携したグリーン・ツーリズム、地域提案型活動、ITを活用した消費者とのネットワークづくり（固定客確保による農業経営の安定化）、コミュニティレストランの開設等に取り組む「さぬき農園ぐらし「まなびCaféプロジェクト」」、商店街の空き店舗を活用し、商店街が地産農作物等の生産者と消費者を繋ぐ食の連携産業を創造する「食の連携産業の創造事業」の3事業を実施するとの回答がございました。

18ページをお開きください。

これも重点項目の一つでございますが、6 「有害鳥獣等被害防止対策の強化について」でございます。

(1) 被害防止対策としての防護柵設置補助制度の予算の増額と「鳥獣被害対策実施隊」設置の促進など鳥獣被害防止特措法に基づく地域ぐるみの取組みの推進についてでございますが、香川県猟友会に委託して捕獲活動を実施するほか、捕獲檻を導入する費用や個人等で防護柵を設置する際の費用等を助成し、農作物被害の軽減を図る。

また、集中捕獲、集落ぐるみでの緩衝帯整備等、野生獣に侵入されにくい環境づくりを図るほか、高松市鳥獣被害対策実施隊を新たに設置する予定となっております。

次に、19ページ(2)イノシシ、アライグマ等の捕獲目標を設定するとともに、捕獲従事者を確保し定期的に一斉駆除を行うなど、実効性のある広域被害防止対策の実施、県・市に鳥獣の専門的な知識を持つ職員配置による有害鳥獣の生態研究や鳥獣の基礎知識の研修、効果的な捕獲方法等の普及を図る講習会の開催についてでございますが、香川県市街地イノシシなど侵入防止防除推進地区に高松市全域が指定されたことに伴い、集中捕獲等を実施するほか、狩猟免許取得にかかる費用を助成することにより捕獲従事者の確保を図るとの回答がございました。

また、専門的な知識を持つ職員配置については、現在、東讃農業改良普及センターに1名の職員が配置されているところでございます。

20ページをお開きください。

(3) ジャンボタニシやカメムシなどの害虫対策として、現行の薬剤購入経費助成制度を拡充するとともに、駆除効果を高めるための一斉防除実施の促進についてでございますが、26年度に引き続き、ジャンボタニシの防除対策として薬剤購入経費を助成するとともに、関係機関と連携し農薬による防除、耕種的防除による対応の周知や駆除効果を高めるための一斉防除の取組みについて協議していくこととしております。

21ページを御覧ください。

7 「農業・農村の基盤整備の強化等について」の(1)耕作放棄の発生防止活動や水路・農道等の管理、観察物の作付けなど、様々な活動が行えるよう中山間地域等直接支払制度の要件緩和と支援拡充についてでございますが、24年度から地域振興8法以外の農用地（県特認地域）で緩傾斜地の農用地も対象とし、前年度から引き続き66集落378ヘクタールで農地の有効利用や耕作放棄の防止に取り組んでいるが、27年度が第4期対策の初年度であることから、中山間地域等直接支払制度の対象農地の見直しや「超急傾斜地」加算に取り組むよう事業を実施していく。

また、制度要領で対象地域が限定されているため、平地での事業拡充は行わないとの回答でございます。

22ページをお開きください。

(2) 農地の有効利用及び耕作放棄地の発生や老朽ため池での災害の未然防止のための「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」の制度の周知と実施の促進についてでござい

ますが、26年度事業として、農地の有効活用や耕作放棄地の発生を未然に防止することを目的に、農地周辺の農業用施設を整備し、耕作の不便さを解消する高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業を実施した。引き続き、耕作放棄地発生防止土地改良事業を推進することにより、農地の有効活用や耕作放棄地発生の未然防止に努めるとの回答でございます。

最後に、（3）農業・農村の有する多面的機能の維持・發揮をより一層推進するため、これを支える地域の共同活動を始め、農業生産活動の継続等を支援する「日本型直接支払制度」の推進、特に、「農地維持支払」の取組面積の拡大、活動組織の強化に向け、支援及び指導に努めることについてでございますが、26年度に日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金事業として、29地区、1,827.1ヘクタールで実施した。27年度から法律に基づく制度として運用され、水源涵養や景観形成といった農村・農業が有する多面的機能を継続、發揮するため、新規組織の拡大や活動内容の充実等を推進し農業生産活動の継続等を支援する予定であるとの回答でございます。

それでは引き続き、議案第1号 平成28年度高松市農業施策及び県農業施策に関する建議に向けた意見募集について御説明いたします。

議案第1号の1ページを御覧ください。

先ほど御説明しました平成27年度建議を踏まえて、28年度の建議につきまして、8月の農地部会が開催される8月10日までに平成28年度高松市農業施策及び県農業施策に関する建議のための意見・要望について提出をお願いしたいと存じます。

なお、農地部会の委員さんにつきましては、農政部会終了後、平成27年度高松市農業施策に関する建議について（回答）を同封し、郵送で依頼する予定としております。

議案第1号と報告第1号につきましては、以上でございます。

議長 議案第1号及び報告第1号について、御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思います。

羽田委員 議長—26番。

議長 26番—羽田委員。

羽田委員 これは議案と少し違うのですが、会長にお願いしたい。国の動きの対応で、終戦直後に農地解放をして地主の全面解放の所もあるし、一部地主が持つて残存小作の扱いをしている農地。戦後70年たって未開放農地の対応としては、農業委員会としては2代・3代と渡り、そのままで今日に到っており解約しようと何十件もの承諾書が必要となり、こういったことで弁護士に依頼しても用件が進むことが難しい。くれるのだったらもらうし、中には耕作しないから戻すとか、返されても困るので、話に乗れないといったやりとりが戦後続いているので、最近特に増えてきている。

農地の解約を地主と交渉しているが、末端からいいますと農地としての耕作権とか管理しなければならないとか、土地改良事業としての協力金を納めるとか、農地の効率や地域の慣行も含めて、両方が折り合わず放っている農地があり、何十人の印が必要となって農家の手に負えない。国の施策として、これらの農地が耕作放棄地となってきたので、

国がもっと踏み込んで対応を考えてもらいたい。これは、農業委員会だけでなく、行政を含めて頭の痛い問題なので国に働き掛けて欲しい。

議長 これについて事務局何かありますか。

川西農政課長 先ほどの羽田委員さんの話で補足いたします。農地解放されていない農地、当時1ヘクタールまでは小作地の保有を認められておりまして、農地法の制定以来、一部が引き続き60アールまで認められておりました。現在、21年の農地法改正でそれが撤廃され、農地解放されていない農地、残存小作地がたくさんあります。当時の小作人の名簿、台帳を整理しておりますけど、亡くなつて相続、相続となり、手続きが取れていませんから合意解約をしたい地主の方は相続登記できておりますが、小作人の方は手続きが取れていませんから2代・3代前からの相続人の印をそろえて合意解約をして農地法第18条6項通知をすることとなっております。他の事例としては、小作人さんは手続きしておりますが耕作できないので返したいが地主さんが返されても困る。しかし所有者側は管理できないということで手続き面でいうと小作人側から契約の解除するという18条第1項許可、こういう案件がこの3年くらいで数件が農地部会にかかったと思います。所有者側からと小作人側から、双方で契約解除の手続きがあります。今の話は大きな問題であり、極論を申しますと農地法を改正して小作地を消滅させるとの思いからきていると思いますが、事務局としてはこれに対して答える立場にはありませんので申し訳ございません。

議長 事務局の立場はよく分かります。開放を求めているということではございませんが、ある意味取っ掛かりとなるような要望を汲み上げて、国や県に建議の中に入れていくべき問題かと思います。そこは羽田委員さんを含めて他の委員さんの意見があれば当然のことながら意見を出していただき、事務局の方で練って建議の作成をお願いしたいと思います。

他に御意見等が有りましたら、御発言を頂きたいと思います。——他に意見等が無いようですので、お諮りいたします。

報告第1号につきましては、説明のとおりですが、議案第1号につきまして、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議無しと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終り、報告事項に移ります。

報告第2号 農業相談会の開催について報告いたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 報告第2号 農業相談会の開催についてでございます。

まず、開催日程でございますが、資料にございますように、第1地区から第7地区までで8月17日(月)から9月1日(火)まで、合計10回を予定しております。相談会への出席者ですが、現在の予定としては、各地区の農業委員さんとJAの各管轄の支店長さんの出席を予定しております。御案内につきましては、本日の農政部会終了後、送付する予定でご

ざいます。

委員の皆様には、お暑い中、またお忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願ひいたします。

次に、申出書等の様式でございますが、今回から提出書類の作成が簡略化できるよう申出書等の様式の見直しをさせていただきました。

お送りしましたA3の資料で左上に○記入例と書いております資料を御覧願います。右上にⒶとなっておりますのが見直し(案)、Ⓑとなっておりますのが現行の様式でございます。

主な変更点でございますが、まずⒷの現行の様式を御覧願います。これまでには、A3の用紙で、利用権設定等申出書と裏面にあります農用地利用集積計画書の基になる利用権設定関係用紙の2枚を申出人から提出していただいておりましたが、申出人と各筆明細等の項目は、2枚に共通しておりますので、これらの項目をまとめたほか、それぞれの様式の必要事項をまとめ、A3用紙1枚にしたものが、Ⓐの様式でございます。

これにより、住所氏名、対象農用地等の記入が1回で終わるため、記入の時間が短縮でき、相談会での対応も迅速かつ円滑にできると考えております。

なお、今回の相談会の対象となります、今年10月31日で終期を迎える方には、通知とともにこの様式と本日お配りしておりますA4で右上に別紙と記載しております契約の内容の共通事項を同封して通知することとしております。

この共通事項につきましては、新しい申出書の2の契約内容の（9）共通事項の別紙にあたるものでございまして、内容は、市が農用地集積計画を公告し、申出人に通知する際に添付しております共通事項と同じものでございます。

また、相談会で使用する農家相談日誌につきましても、資料のとおり、相談内容の項目数を整理するとともに、相談会場での結果記入欄を変更するなどの見直しをいたしました。

報告第2号については以上でございます。

議長 事務局の報告は、以上でございます。

これについて、御質問等はございませんか。

（「無し」と呼ぶ者有り）

議長 以上で、報告事項は終ります。

それでは、次に5の「その他」に移ります。

事務局、何かありますか。

矢野主任主事 その他でございますが、利用状況調査及び利用意向調査の実施についてでございます。平成25年度から皆様の御協力をいただき実施しております利用状況調査につきましては、27年度も地域農業再生協議会と共同で、8月から11月に、また、26年度に第5地区において調査させていただきました利用意向調査につきましては、8月から、第1から第4地区と第6・第7地区的調査を地区ごとに期間をずらしながら実施したいと考えており、現在準備を進めております。

今年度もたいへん御負担をおかけいたしますが、どうぞよろしく御協力をお願いいたします。

また、利用状況調査で使用する地図でございますが、当初は、本年4月から運用開始しております農地情報公開システムの地図システムを利用して新たな地図を作成する予定でございましたが、現在のシステムでは、地図作成に対応できなかつたため、今年度は、昨年度使用した地図を修正することで対応させていただきました。大変申し訳ございません。

今年度中には、同システムが改善され、地図作成も可能になると思われますので、28年度から、新しい地図で実施したいと考えております。御了承いただきたいと存じます。

なお、昨年度の地図を使用することに伴い、昨年とは、地図への記入方法が一部変更になります。

本日、お配りしました農地の利用状況調査（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査）手順で御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧願います。

1の対象農地でございますが、調査の対象となる荒廃農地の分類について記載しております。内容は昨年と変更ございません。

2の実施体制につきましても昨年同様、高松市地域農業再生協議会の地域組織である地区水田部会と連携を図りながら実施するものです。

3の調査期間につきましても、8月1日から11月30日までで実施することとしております。

4の調査手順の（1）現地調査についても変更ございません。

2ページをお開き願います。

（2）荒廃農地の状況変化の区分と図面整理からが変更になっておりまして、ゴシックの太字で表示しております箇所が変更になったところでございます。

具体的な記入方法につきましては、3ページの調査手順で御説明いたします。

上段の1の荒廃農地の定義と判断基準でございますが、ア)からオ)までの基準に該当する農地を荒廃農地といい、更に再生利用が可能な荒廃農地をA分類として緑で、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地をB分類として赤で表すこととしております。

次に、中段の2の荒廃農地の状況変化（改善・進行等）があった場合の記入方法でございます。

アの営農再開でございますが、例では緑で縁取っておりますので、昨年度まで再生利用が可能な荒廃農地だったものが27年度に営農が再開されていた場合は、鉛筆で農地の部分に×印をし、その横にア27と記入してください。

イの保全管理でございますが、例では同じく緑で縁取っておりますので、昨年度まで再生利用が可能な荒廃農地だったものが抜根・整地・客土等を行った後、耕作しうる状態に保たれていたときは、同じく鉛筆で農地の部分に×印をし、その横にイ27と記入してください。赤で縁取られているものや二重に縁取られている農地も同様でございます。

ちなみに、図面で色が2重に縁取られている農地でございますが、内側が25年度の調査時の状態、外側が26年度の調査時状態となっております。たとえば、内側が緑で外側が赤の場合は、25年度はA分類、26年度がB分類と荒廃度が進んだ農地で、その逆は、B分類からA分類へ改善された農地を示しております。

それを踏まえていただき、次のウの荒廃度の変化（改善・進行）を御覧願います。①のように、赤又は外側が赤の荒廃農地が緑の荒廃農地に改善されていた場合は、農地1筆ごとの内側に緑のマーカーで27と記入してください。

逆に②のように、緑又は外側が緑の荒廃農地が赤の荒廃農地に荒廃度が進行していた場合は、農地1筆ごとの内側に赤のマーカーで27と記入してください。

荒廃度に変化がなかったものにつきましては、そのままで記入の必要はございません。

次に、3の新たに発見した場合でございますが、昨年荒廃が解消された農地も今回地図で通常の農地に黄色又は青色に復元しておりますので、A分類の荒廃農地を発見した場合は、緑のマーカーで農地を縁取った後、その中に赤のマーカーで27と記入してください。

B分類の荒廃農地を発見した場合は、赤のマーカーで農地を縁取った後、その中に赤のマーカーで27と記入してください。

次に、4ページを御覧願います。実際の調査図の記入要領を例示しております。

左上にそれぞれ緑と赤で縁取りが入り、中に27と書いたものが新たに荒廃農地を発見した場合の記入例でございます。その右斜め下で×印をしてア27とイ27なっておりますのが、當農再開になったものと保全管理の状態になったものでございます。

その右上に内側を緑で外側を赤で縁取り、中に27と記入しているものは25年度がA分類で26年度がB分類に進行し、27年度再びA分類に改善されたもので②の記入例ございます。その右側がその逆の場合で①の記入例でございます。また、その下にあるものが①、更に下が②の記入例ございます。

その右にあります、6か所については、27年度変化がなかったものの例でございます。

大変お手数ですが以上のような要領で御記入いただきたいと存じます。

なお、本日御説明しました件は、改めて7月の地区部会で各地区担当を通じて全委員さんに御説明させていただく予定でございます。

よろしくお願ひいたします。

事務局からの報告は以上です。

議長 今年は内側に記入するということですね。

大井農政課長補佐 今年の利用状況調査は、一昨年、昨年と色を変えていくと外側にスペースが無いので内側に今年の状況の変化を緑や赤のマーカーで27と記入していただきます。

なお、各地区の水田協議会には、地区担当を通じて御説明申しあげます

議長 各地区水田協議会等で説明がありますので、御協力のほど、よろしくお願ひします。

他に御質問が無いようございますがせっかくの機会ですので、委員の皆様方、何かご

ざいませんか。

市の方も来ておられるので何か一言お願ひします。

米山農林水産課長 農林水産課長の米山です。建議にもありました新規就農者において國の方でも力を入れている件ですが、今年度についても建議で要望を頂いておりますが予算額はあまり多くは取れませんが7千万円くらい國の経費ですが設けております。26年度末で33名の実績があります。それから農地利用集積についても昨年6月から集積専門員が農業委員会と農林水産課で各1人常駐しており、中央通りを境に担当を分けて、日々現場に出向き、この暑い中汗をかきながら動き回りがんばっておりますので今後とも御協力をお願いします。今日、同じ建物の中で狩猟免許の更新をしております、猪また、最近では南の方で一部鹿が出没しており、西植田・東植田では猿が段々東から移動しているなど鳥獣被害が出ております。市内全域ではアライグマが出没し毎日電話がかかっておりますが、猟友会の方には基本的に猟期が11月から3月まで延長しておりますけど、その猟期にかかわることなく市内全域で猪が出没し鳥獣対策をしておるのが現状です。今年度から猟友会については実施隊として國の補助を受けておりますが、中身は変わりございません。

皆さんも農作業をされておりますが、この時期は活動が活発になり、うり坊も一緒にいることが多く、その時は興奮しやすいので十分に気をつけてください。今年度からは島嶼については県が集中的に対応する予定です。先ほども会長が話されていたTPPの進み方で対応することも進めてまいりますが末端の行政では、独自でやることは限られていますが皆さんの協力を得ながらできる限りのことはしてまいりたいので今後とも御協力をお願いします。

河合土地改良課長 農村基盤整備を担当しております土地改良課長の河合でございます。昨今取りまく農業問題は一番が人の問題かなと思います。人が居れば耕作放棄地とか後継者問題も少なからず減っていくのかなと思います。その中で、人の寄り付きがあり基盤ができるてくる。大型化が求められて効率がせまられている中で、道が狭いとか水路が無いなど問題が出て来て、少しでも基盤整備、土地改良事業で皆さんのお助けができればと思っています。今回、建議の中でも、耕作放棄地の問題についても、大型化の機械が入れるなど基盤整備のPR不足なのかと思い、色々な会を通じて周知していこうと思っております。

また、多面的機能支払、今年度から法律に基づいた制度で共同作業、従来は農業関係者と地元の方が共同でやる草刈りなどだったのですが、今回からは農業者だけでもできるということで、これに関しても手続き・計画を立てて報告等、実際の実務は複雑な問題もあり取扱い難い面もありますが、私どもが向いて説明した中で、こういった制度を利用して土地の有効活用をしていただきたいと思います。三笠会長のおかげで6月補正も単独事業がついておりますので、皆さんの要望を受けて少しでも基盤整備を進めていけたらと思っております。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。以上で本日予定しておりました全ての議事が終了しました。

た。皆様方の御協力ありがとうございました。

それでは、三好農政部会長職務代理者から閉会の御挨拶をお願いします

三好農政部会長職務代理者 本日はお疲れ様でした。先ほど開会にも話がでておりましたがTPPの問題、農政改正の問題が参議院で審議されております。個人で作付けされている、ならし対策の補助金が出ておりましたが今年度からは無くなっています。そういう中で今年の米価はどのようになるのか大きい不安材料です。この米価が非常に下がりますと、このならし対策で補填しておりますが補助金が無くなることによって、作付けをしなくなる農家が出てくる可能性があります。そういう中で国の方は耕作放棄地については税金を上げていく話も出てきております。これから国会の情勢を見ながら情報を収集し様々な対応をしていくのが一番大切だと思っています。農政改革の中で全中が無くなると国に対して建議をすることができなくなるそのような内容になっています。これは農家にとって非常に大きい問題でありますし、そういう中で農業委員会についても改正案が出されております。それにより建議が今後どうなるのか見ていく必要があります。今後とも国会の情勢も見ながら皆様方も情報収集に努めて、お互いに意見交換をしながら取り組んでいきたいと思いますので今後ともよろしくお願い申しあげまして、閉会の挨拶に代えさせていただきます。

議長 以上で本日の農政部会を終わらせていただきます。

午前11時24分 閉会

会長

議事録署名委員

部会長

委員

委員